

情 報

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について（令和7年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250408	第一交通株式会社(法人番号6011801022119) 代表者 谷口 雅春	東京都足立区千住緑町1-17-8	横浜営業所	神奈川県横浜市中区本牧十二天3-13	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年1月28日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20250430	大谷 和宏	東京都練馬区	個人	東京都練馬区	輸送施設の使用停止(60日車)	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益財団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和5年度の負担金を納付せず、令和6年10月1日付け関自旅二第1399号による負担金納付命令(納付期限令和6年10月31日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)	6	6
20250430	多摩川ハイヤー株式会社(法人番号4020001066547) 代表者 山本 弘	神奈川県川崎市高津区溝口3-19-12	本社営業所	神奈川県川崎市高津区溝口3-19-12	輸送施設の使用停止(105日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年7月23日、行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として特別監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(6)運行管理者の指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法(以下、運送法)第29条の3)、(8)報告義務違反(運送法第94条第1項)	20	11
20250430	有限会社イチバン流通(法人番号1011702003866) 代表者 兵藤 博	東京都江戸川区北葛西3-8-8	本社営業所	東京都江戸川区北葛西3-8-8	輸送施設の使用停止(60日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和6年11月1日及び令和6年11月8日、行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として特別監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	15	6

20250430	甲州タクシー株式会社(法人 番号8090001009124) 代表者 河住 敏	山梨県甲州市 塩山上於曾18 58	塩山営業所	山梨県甲州市 塩山上於曾18 58-1	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法第9条の3第 1項	令和6年11月8日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	6	6
----------	---	-------------------------	-------	---------------------------	-----------------	-------------------	---	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)